

設計業務等 実施条件明示マニュアル

1. 位置づけ

本マニュアルは、業務の発注から納品までの作業の中で、発注者側が作成する図書の条件明示が不足している箇所について留意点、記載例を示したものである。

2. 発注時における条件明示

2-1 業務の目的

「業務の目的」を特記仕様書へできるだけ具体的に明示する。

(1) 留意点

- ①業務の目的(設計条件など)を具体的かつ明確に明示する。
- ②特に修正設計の場合については留意する。

(2) 記載例

既往「〇〇設計業務」の成果において〇〇地区の用地条件が変更となったため、修正設計を行い、工事発注用資料を作成する。

2-2 基本設計条件

「業務内容」において、基本設計条件(道路規格、計画交通量、設計流量など)を特記仕様書へ明示する。

(1) 留意点

- ①各設計段階での必要な基本条件は必ず明示し、基本条件が決定していない場合は、その旨を記載すること。

(基本条件例)

河川:法線、護岸タイプ、環境護岸の配置、基礎工型式、施工法など

道路:道路規格、設計速度、計画交通量、車線数、完成 or 暫定など

電線共同溝:参画企業など

(2) 記載例

(条件が決定しない場合の記載例)

本業務は、N0.〇〇～N0.〇〇区間における〇〇〇の詳細設計を実施するものであるが、〇〇区間については基本事項が決定した後、別途通知する。

2-3 特殊な条件

基本設計条件以外にも特殊な条件や課題がある場合は特記仕様書へ明示する。

(1) 留意点

- ①河川:付帯施設、環境上の留意点、施工計画上の条件など
- ②道路:環境上の留意点、施工計画上の条件、用地取得状況など

(2) 記載例

- ①当該計画区間の施工に関する借地利用は〇〇地区のみ可能とする。
- ②当該設計区間の N0.〇〇～N0.〇〇付近は、護岸形式が変化するため、高水護岸と低水護岸を別々に設計すること。護岸設計延長は、設計変更の対象とする。

2-4 現地踏査

現地踏査の内容を超える調査が必要な場合は、現地調査として具体的内容を明示する。

(1) 留意点

現地踏査の内容は業種ごとに共通仕様書に記載されているが、その範囲を超える調査

が必要な場合は、現地調査として別途、具体的内容を明示すること。

(2) 記載例

(当初現地調査を計上しない場合の記載例)

受注者は、既往成果等により法面の検討資料、測量図等の資料を基にした測量内容と範囲、地質状況、周辺状況等を現地で確認するものとする。

なお、落石、転石等の調査を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし調査内容について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。この場合、設計変更の対象とする。

2-5 関連業務、追加業務

当該区間における地質調査、測量および隣接区間の設計など、関連業務は業務工程管理の重要な要素であることから、関連業務の範囲および工期などを明示する。

また、当該業務に地質調査、測量および隣接区間の設計など、追加が予定されている業務がある場合は、同様にその内容を明示する。

(1) 留意点

①当該業務に並行して実施する関連業務について、その範囲、内容および工期を明示する。

②当該業務に追加予定の業務(調査、測量、設計等)があれば、その内容を明示する。

(2) 記載例

関連業務

地質調査業務 No. 〇〇～No. 〇〇付近、ボーリング調査〇本、H〇〇年〇月～〇月

測量業務 No. 〇〇～No. 〇〇付近、H〇〇年〇月～〇月

橋梁詳細設計 No. 〇〇～No. 〇〇付近、H〇〇年〇月～〇月

2-6 関係機関協議(資料作成)

関係機関協議用の資料作成が必要な場合は、協議先と協議回数を明示し、実施回数に応じて、変更の対象とすることを明示する。

(1) 留意点

関係機関協議用の資料作成が必要な場合は、協議先の関係機関および協議回数を明示し、変更がある場合は監督職員と協議の上、設計変更の対象とする旨を明示する。

(2) 記載例

関係機関協議用資料作成

- ・関係機関:河川管理者、交差道路管理者、警察、地元自治体、地元自治会
- ・協議回数:計10回
- ・上記に変更のある場合は監督職員と協議し、必要に応じて設計変更の対象とする。

2-7 打合せ

業務内容に応じた妥当な打合せ回数を明示し、実施回数に応じて変更の対象とすることを明示する。

(1) 留意点

- ①打合せ回数は業務内容、工期、関係機関協議先などを考慮し、設定する。
- ②打合せ回数を明示し、変更がある場合は監督職員と協議の上、設計変更の対象とする旨を明示する。

(2) 記載例

打合せ等

業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ2回、成果品納入時の計4回行うものとする。

ただし、中間打合せは、監督職員と協議の上、打ち合わせ回数を変更できるものとする。

2-8 条件明示チェックシート

予備設計

条件明示チェックシート活用ガイドラインに基づく対象業務については、特記仕様書へ条件明示チェックシート(案)を作成することを明示する。作成費用については設計業務等標準積算基準書に基づき適正に計上する。

予備修正設計、詳細設計、詳細修正設計

直前業務の条件明示チェックシート(案)を貸与し、特記仕様書へ追記管理することを明示する。

(1) 留意点

直前業務の条件明示チェックシート(案)を確認し、適用開始前などの理由でシートが未作成の場合は、発注者が作成する。作成に当たっては条件明示チェックシート活用ガイドラインによること。

(2) 記載例

(予備設計)

条件明示チェックシート(案)の作成

受注者は、「条件明示チェックシート(案)」に必要事項を記載し、業務の成果として、業務完了時に監督職員に提出するものとする。

(詳細設計など)

条件明示チェックシート(案)の作成

本業務は、条件明示チェックシート(案)の活用対象業務である。

受注者は、発注者が貸与する「条件明示チェックシート(案)」に記載された設計条件等を確認し、業務スケジュール管理に活用するとともに、「条件明示チェックシート(案)」に必要事項を追記し、業務の成果として、業務完了時に監督職員に提出するものとする。

2-9 貸与資料

貸与資料は業務実施に必要な資料とし、一覧表で明示し、初回打合せ時に貸与することを原則とする。

また、受注者から資料貸与の要求があった場合もすみやかに対応する。

(1) 留意点

資料の貸与が遅れると、業務工程に大きく影響するため、すみやかに対応する。貸与資料は、その保存状態(紙 or 電子データ)を明示する。

(2) 記載例

資料の貸与および返却

貸与する資料等は次のとおりとし、初回打合せ時に貸与する。

2-10 施工計画

施工計画はその内容を具体的に明示し、標準歩掛の範囲を超える場合は別途計上する。

(1) 留意点

特記仕様書と数量総括表の不整合に注意し、必要に応じて設計変更の対象とする。

(例) 交差点詳細設計の標準歩掛では施工計画の項目はないが、特記仕様書に施工計画を記載している場合があり、別途計上する必要がある。

(例) 施工計画の範囲内として含まれない工事用道路の詳細設計は別途計上する必要がある。

2-11 仮設設計

仮設設計は詳細設計に含まれるものではなく、必要に応じて別途計上する。

(1) 留意点

詳細設計時に予測が困難な場合が多く、当初契約に入っていない場合は、変更の対象とすることを明記する。

(2) 記載例

仮設設計

詳細設計時に仮設構造物詳細設計が必要となった場合は、変更の対象とする。

2-12 履行期間前的一部納品

関係機関協議、工事発注などの理由で工期前に納品する必要がある場合は、その理由と期日および納品内容を明示する。

(1) 留意点

特記仕様書に記載がなく、初回打合せ時や業務途中等に工期前的一部納品を要求することは業務工程に大きく影響するため、あらかじめ明示する。

(2) 記載例

工期前的一部納品

本業務区間の No. ○○～No. ○○については、工事の早期発注のため、○月○日までに工事発注用の図面数量を作成し、監督職員に提出するものとする。

2-13 参考資料参考図面

業務発注に際して、位置図等を提示し、業務内容とその範囲を明示する。

(1) 留意点

設計内容とその範囲を位置図や他の図面で示し、業務内容を明確にする。

(2) 記載例

電線共同溝詳細設計 L=500m

(上り線:No. ○○～No. ○○ L=230m、下り線:No. ○○～No. ○○ L=270m)

2-14 特記仕様書、数量総括表、参考資料

積算上の条件(補正条件など)に係る事項は参考資料へ明示し、変更がある場合はその条件を変更する。また、設計条件は特記仕様書と数量総括表へ明示し、変更がある場合はその条件を変更する。

(1) 留意点

- ①道路の地域・地形などの補正は積算上重要なものであり、発注者と受注者で情報を共有する。
- ②階段工、排水管渠等の付帯施設は河川によって数量が大きく異なるため、設計数量を記載し、積算に反映する。
- ③護岸詳細設計における付帯施設設計は、設計対象物と数量を明示し、数量の増減は設計変更の対象とする。

(2) 記載例

(特記仕様書)

橋梁詳細設計 設計条件

上部工 橋長:○m 形式:○径間連続○桁橋、斜角:○、バチ型:無し、曲線形:無し

下部工 逆T式橋台 2基

(参考資料)

橋梁詳細設計 積算条件

下部工 逆T式橋台 2基(基本1, 類似1)

3. 業務進捗上の留意事項

3-1 打合せ協議

設計業務全般における打合せ協議には、主任監督員の出席を原則とする。

3-2 合同現地踏査

受発注者合同の現地踏査は、「予定価格が2,000万円を超える詳細設計業務」を原則とするが、その他の設計業務についても、受発注者合同の現地踏査が有効な業務については、必要経費を計上し実施するものとする。

3-3 照査技術者による報告

発注者は照査内容について照査技術者による報告を求める必要がある場合は、必要経費を計上し、積極的に実施するものとする。

3-4 業務の履行期間

業務の工期設定は、「設計業務等標準積算基準書(参考資料)」に記載されている算定方法を参考に決定するものとする。